

# 常用雇用者数の考え方

以下の①～③に該当する従業員数を合算します。(対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。)

①	排出量等を把握する当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている者もしくは1か月を超える期間を定めて使用されている者
②	排出量等を把握する当該年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者

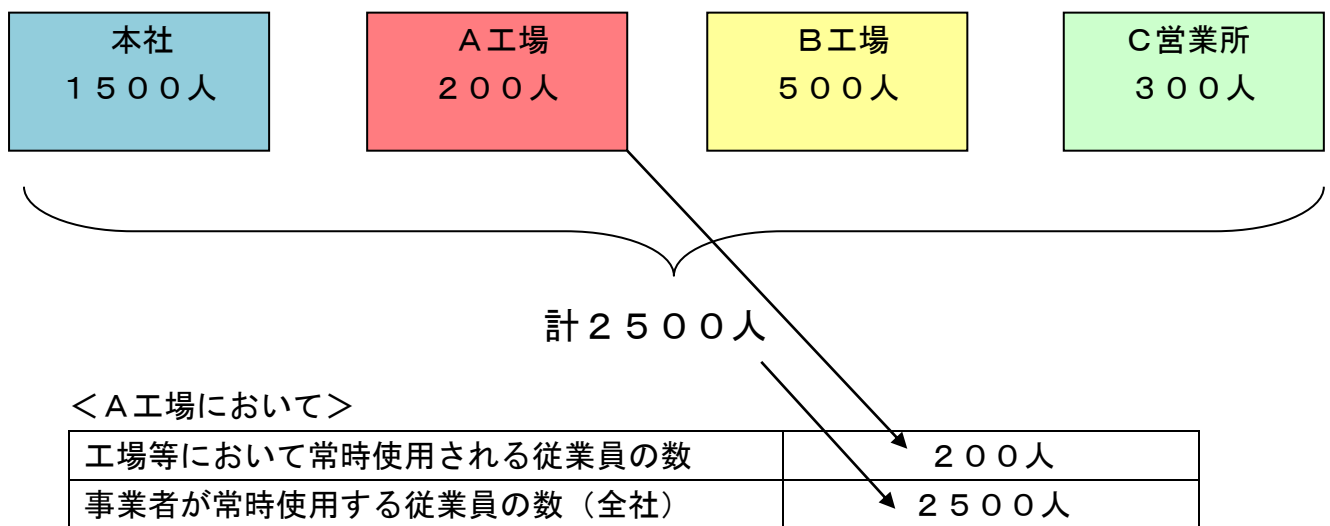
○常用雇用者数として数える例

役員	正社員等	嘱託、パート、アルバイト等	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請け労働者	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働者
×※1	○	○※2	×	×	○	○

※1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常用雇用者数として数えます。

※2 上記①、②に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。

○全社及び工場等の従業員数について



○詳しくは「PRTR 排出量等算出マニュアル第5. 1版 第Ⅱ部 解説編」(令和6年3月経済産業省・環境省) pⅡ-9~10を参照してください。